

古文書にみる

近世庶民のへりし(12)

女性の地位

ふるさと資料紹介

= (44) =

寛政のころから、尾張藩は、土地持ちの家の一四歳以上の女子、一人ひとりを対象に「綿布役」という税を課すようになりました。

当時、貢納はすべて家が単

位で、その家が持っている土地から取れる米の量(「高」)に応じて、いろいろな税を納めていました。女性一人を税の対象にするということは、画期的なことでした。

女性は、結婚すれば「だれの女房」、夫が死ねば「だれの後家」、子供が成長すれば「だれだれの母」でした。公の文書に名前すら載せてても

うえない地位でした。

「からつ風とかかあ天下」で有名な上州は、機織りが盛んな所で、制度上女性の地位は低くても、経済上女性を認めざるを得なかつたのです。

濃尾平野は、棉の産地で、綿織物が盛んでした。綿布役という課税の発想は、こうした実態から生まれたものと思われます。

今回は、次の方々から貴重な資料を寄贈いただきました。
ありがとうございました。
(平成七年一月分)
○大八車など 四点
(渡辺忠昭さん／川合町)
○牛耕用しろすりなど 六点
(大森清一さん／蜂屋町)
博物館建設のため各種の資料を収集しています。社会教育課文化係(内線二六一)まで情報をお寄せください。

